

日本国環境省とモンゴル国自然環境グリーン開発観光省間の環境協力に関する  
協力覚書  
(仮訳)

日本国環境省とモンゴル国自然環境グリーン開発観光省(以後、個々を指す場合は「一方」、双方を指す場合は「両者」という。)は、  
日本国とモンゴル国の既存の友好関係を強化することを望み、  
持続可能な開発に向けた協力の推進における共通の関心を考慮し、  
現在及び将来世代のための環境の保全及び改善の重要性に留意し、  
効果的な環境の保護には、地球規模の協力及び調整の努力が必要であること、  
そのような活動は、地域、国、地方レベルで実施されるべきであることを認識し、  
協力の原則、すなわち公平性、団結、調和、成果管理、相互説明責任(これら全ては援助効果に関するパリ宣言に位置づけられている)を配慮し、  
それぞれの国における法令に従い、  
次の通り承認した。

第1項 目的

この協力覚書(以下「協力覚書」という。)の目的は、環境の保護及び改善の為に、相互協力を強化し、促進し、発展させることである。

第2項 協力分野

両者は次の通り更なる協力の継続を決定した。

協力活動は、環境の保護及び改善に関する分野から決定される。

1. 気候変動の緩和と適応
  - a) 気候変動影響評価における協力を強調した、モンゴル国家適応計画(NAPM)に関連するイニシアチブの支援
  - b) 自然災害早期検出システムによる脆弱性とリスクの低減
  - c) 二国間クレジット制度(JCM)のプロジェクト実施と研究の支援、及び「温室効果ガスインベントリのための能力育成を通じた持続可能な国家温室効果ガスインベントリシステムの確立」プロジェクトに関する経験の共有
  - d) 気候変動対応措置と同様に、JCMとその事務局のための能力育成支援
2. 保護地域管理、及びエコツーリズム
3. 自然保護
  - a) 砂漠化対策
  - b) 動植物保護

4. 水質汚染管理
5. 大気汚染管理
6. 相互の決定に基づく環境保護と改善に関する上記以外の分野

### 第3項 協力の形態

両者は、以下を含む適切な形態により、利用可能な資源の範囲内で、協力を奨励し促進する。

1. 対話及びパートナーシップの促進
2. 情報と専門的知識の交換
3. フィージビリティースタディの実施
4. シンポジウム、セミナー、会議、会合、教育訓練、及びワークショップの開催
5. その他の活動(相互決定に基づく)

### 第4項 実行のアレンジ

両者は、この協力覚書における活動の効果的な実施のために、フォーカルポイント部署を指名する。フォーカルポイント部署は、この協力覚書の実施に関する全ての事項について、各々の代表として役割を果たす。日本国環境省のフォーカルポイント部署は、地球環境局国際協力室とする。モンゴル国自然環境グリーン開発観光省のフォーカルポイント部署は、国際協力課とする。また、両者は、日モンゴル環境政策対話のような適切な機会において進展の状況と協力の成果のレビューを行う。

### 第5項 知的財産権

この協力覚書の下での協力の実施により得られた知的財産については、両者の法令に従って使用されるものとする。

### 第6項 守秘義務

1. 両者は、この協力覚書による協力活動の実施期間において、相手方から受け取った、または、相手方に提出した文書、情報、その他のデータにおける守秘義務を遵守する。
2. 本項の規定は、両国の法令を侵害するものではない。
3. 両者は、この協力覚書の下で相手方から受け取った秘密事項を、相手方の書面による事前の同意を得ない限り、公開しないものとする。

### 第7項 問題の解決

この協力覚書の実施において発生した問題については、両者の間の協議又は交渉を

通じて友好的に解決されるものとする。

#### 第8項 変更

この協力覚書は、両者の書面による合意により、いつでも見直し、または変更できるものとする。

#### 第9項 開始、期間及び終了

1. この協力覚書に基づく協力は、署名の日から開始する。
2. この協力覚書に基づく協力は、3年間継続し、両者の合意により延長できるものとする。
3. いずれかの側が終了を希望した場合、実際の終了日の6ヶ月前までに書面による通告を行うものとする。
3. この協力覚書に基づく協力の終了は、継続中のプロジェクトやこの協力覚書における活動には影響を及ぼさないものとする。

英語により2部作成され、2015年5月4日にウランバートルにおいて署名された。

日本国環境省  
北村茂男  
環境副大臣

モンゴル国自然環境グリーン開発観光省  
マグワンスレン・フレルスフ  
自然環境グリーン開発観光副大臣